

農村振興総合整備事業(継続)

(地域の多様なニーズに対応した総合整備の推進)

1. 趣 旨

- (1) 食料・農業・農村基本法(平成11年7月)の制定に続き、同法に基づく食料・農業・農村基本計画(平成12年3月)が策定されたところである。この計画の中で、自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進めるとともに、農業者はもとより幼児から高齢者に至る地域住民にとって、また都市住民にとっても快適な地域社会となるよう努める必要があるとされたところである。
- (2) 具体的には、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他福祉の向上とを総合的に推進することとし、施策の推進に当たっては、関係府省が連携して計画的に事業を実施するとされている。
- (3) これを受け、農林水産省としては、農村振興の目標となる21世紀における農村地域の将来像について、国民各層の意見を踏まえ、取りまとめたところである。
- (4) これらを踏まえ、地域が自ら考え設定する農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた整備を総合的に実施する事業を推進するものである。

2. 事業内容

(1) 農村振興テーマ別施策

地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、同計画において設定された農村振興の目標に応じて、下記のテーマ別施策の中から単一もしくは複数の事業を選択するものとする。

ア 安心でゆとりある生活ができる農村づくり

高齢者福祉基盤整備

高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備を図るため、高齢者福祉対策等との連携を図りつつ、福祉施設の用地整備、集落歩道の幅員の拡大、農業施設のバリアフリー化、生きがい農園等の整備を総合的に実施。

田園居住空間整備

農業の健全な発展と農地の適正な利用を図りつつ、豊かな自然環境を有する地域でゆとりある生活を過ごせる宅地供給を推進するとともに、農業集落道、集落農園等の整備を総合的に実施。

地域資源循環管理

農村地域の適正な資源管理を行うため、有機性資源等の循環利用のための堆肥化施設等を整備するとともに、堆肥化施設等のリサイクル資源を活用した自然環境・生態系保全機能の増進を図る整備を総合的に実施。

イ 都市にはない魅力的な資源のある農村づくり

地域環境整備

子供から高齢者に至る地域住民が快適で豊かに暮らせ、都市住民にも魅力ある地域環境を形成するため、自然環境のネットワークの形成等、自然環境や生態系の保全に配慮した農村地域の整備を総合的に実施。

地域伝統文化基盤整備

地域の歴史・伝統文化を活用した地域づくりを推進するため、農村地域の歴史的

な農業水利施設の保全・復元に配慮した整備を総合的に実施。

ウ その他多様な農村づくり

農村基盤整備

多様な活気ある地域づくりを推進するため、農業生産基盤と、農業集落道、営農飲雑用水等の基礎的な生活環境の整備を総合的に実施。

(2)美しい村づくり型

都道府県営事業のうち、「美しい村づくり推進計画」が策定されている場合を「美しい村づくり型」とし、以下の整備が可能。

地域住民等の参画による住民参加型の整備

施設管理予定の地方公共団体等への事業委任や合併予定の市町村内における施設の整備

3. 農村振興を推進する施策

(1) 地域住民参加の促進

農村振興基本計画に基づき、活気ある地域づくりを推進するため、地域住民参加を促進する。

(2) 関係府省との連携

地方公共団体が策定する農村振興基本計画が円滑に実現されるよう、情報通信、教育・文化、高齢者福祉、生態系保全等分野において、関係府省所管施策との連携を図りつつ、本事業を実施する。

4. 統合補助金

団体営事業について、地方分権の推進を図るため、「第2次地方分権推進計画」の趣旨を踏まえ、統合補助金とする。

5. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村等。ただし、事業対象地域が複数市町村に及び広域連携地区は原則として都道府県。

(2) 補助率：50%（沖縄 2/3、奄美 52%）

6. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

6,642,944千円(6,768,000千円)

【担当課:農村振興局 整備部 地域整備課 総合整備事業推進室】